

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	北海道瓦斯株式会社	コード	9534
提出日	2026/6/2	異動(予定)日	2026/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)		

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l
1	岡田 美弥子	社外取締役	○												○		有
2	小磯 修二	社外取締役	○												○		有
3	綿貫 泰之	社外取締役	○											○			有
4	松嶋 一重	社外監査役	○							△							有
5	本間 あづみ	社外監査役	○												○		有
6	中田 雅幸	社外監査役	○												○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	同氏は、北海道大学大学院経済学研究院の教授であり、当社は北海道大学に寄付を行っておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	北海道大学大学院経済学研究院の教授を務め、経営学の分野について専門的な知見と豊富な経験を有しており、2019年から当社社外取締役を務めております。今後も社外取締役として当該知見をいかして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことで、コーポレートガバナンスの強化が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として選任するものです。
2	該当事項はありません。	北海道開発庁企画調整官や釧路公立大学学長を歴任するなど、地域経済・地域振興について専門的な知見と豊富な経験を有しており、2022年から当社社外取締役を務めております。今後も社外取締役として当該知見をいかして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことでコーポレートガバナンスの強化が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として選任するものです。
3	同氏は、北海道旅客鉄道株式会社の代表取締役であり、2021年から当社の社外監査役および社外取締役就任しております。当社代表取締役の大槻博は、2016年から北海道旅客鉄道株式会社の社外取締役に就任しております。	2022年から北海道旅客鉄道株式会社の代表取締役社長を、また、2021年からは当社社外監査役および社外取締役を務めております。企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことで、コーポレートガバナンスの強化が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として選任するものです。
4	同氏が2023年6月まで取締役常務執行役員を務めていた株式会社日本政策投資銀行は当社の主要な借入先ですが、当社と同行の関係は、相互に経営の意思決定に影響を与え得るものではありません。	長きにわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する高い見識はもとより、法務・コンプライアンス分野や監査等の豊富な経験を有しており、2023年から当社社外監査役を務めております。これらの専門性および経験をいかし、当社の監査においてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として選任するものです。
5	該当事項はありません。	社会保険労務士として、多岐にわたる企業の労務管理や働き方改革の推進に携わるなど、人事労務に関する豊富な業務経験と高度な見識を有しております。これらの専門性や経験をいかし、当社の監査においてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として選任するものです。
6	該当事項はありません。	長きにわたり地方自治体に在籍し、地域社会・行政運営に関する高い見識に加え、一般財団法人での経営経験も有しております。これらの専門性や経験を活かし、当社の監査においてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として選任するものです。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。